

(案)  
東京港港湾計画書

— 一部変更 —

平成 23 年 11 月

東京港港湾管理者  
東京都

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

平成17年12月 第76回東京都港湾審議会

平成18年 2月 交通政策審議会第17回港湾分科会  
の議を経、その後の変更については

平成18年12月 第77回東京都港湾審議会

平成19年 3月 交通政策審議会第23回港湾分科会

平成19年12月 第78回東京都港湾審議会

平成20年 3月 交通政策審議会第29回港湾分科会

平成20年12月 第80回東京都港湾審議会

平成21年 5月 第81回東京都港湾審議会

平成21年 7月 交通政策審議会第35回港湾分科会

平成22年 2月 第82回東京都港湾審議会

の議を経た東京港の港湾計画の一部を変更するものである。

# 目 次

変更理由	1
1 港湾の効率的な運営に関する事項	2

## 変 更 理 由

民間の能力を活用し、港湾の効率的な運営を行うため、内港地区、南部地区、中部地区、東部地区及び中央防波堤地区に、効率的な運営を特に促進する区域を計画する。

## 1 港湾の効率的な運営に関する事項

コンテナ船及びロールオン・ロールオフ船により運送される貨物を取扱う以下の埠頭について、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画する（法第43条の11第1項の規定に基づく港湾運営会社によるものを含む）。

[効率的な運営を特に促進する区域]

### 内港地区

(品川ふ頭)

水深8.5m 岸壁3バース 延長690m (RORO船用)  
(うち460m工事中) [既設・既定計画] S1～S3

水深8.5m 岸壁2バース 延長460m (RORO船用)  
[既設] S4～S5

水深10m 岸壁2バース 延長435m (コンテナ船用)  
[既設] S6～S7

### 南部地区

(大井ふ頭その1)

水深15～16m 岸壁7バース 延長2,354m  
(コンテナ船用) [既定計画] o1～o7

### 中部地区

(10号地その2)

水深9m 岸壁6バース 延長1,380m (RORO船用)  
[既定計画] V1～V6

(13号地)

水深13m 岸壁2バース 延長520m (コンテナ船用)  
[既設] A0～A1

水深15m 岸壁1バース 延長350m (コンテナ船用)  
[既設] A2

水深15～16m 岸壁2バース 延長700m (コンテナ船用)  
[既定計画] A3～A4

東部地区

(15号地)

水深9m 岸壁1バース 延長220m (RORO船用)  
[既定計画] L1

水深9m 岸壁1バース 延長220m (RORO船用)  
[既 設] L2

中央防波堤地区

(中央防波堤内側)

水深9m 岸壁2バース 延長460m (RORO船用)  
(うち460m工事中) [既 設] X4~X5

(中央防波堤外側)

水深11m 岸壁1バース 延長230m (コンテナ船用)  
(うち230m工事中) [既 設] Y1

水深15~16m 岸壁1バース 延長400m (コンテナ船用)  
(うち400m工事中) [既 設] Y2

水深16~16.5m 岸壁1バース 延長400m  
(コンテナ船用) [既定計画] Y3

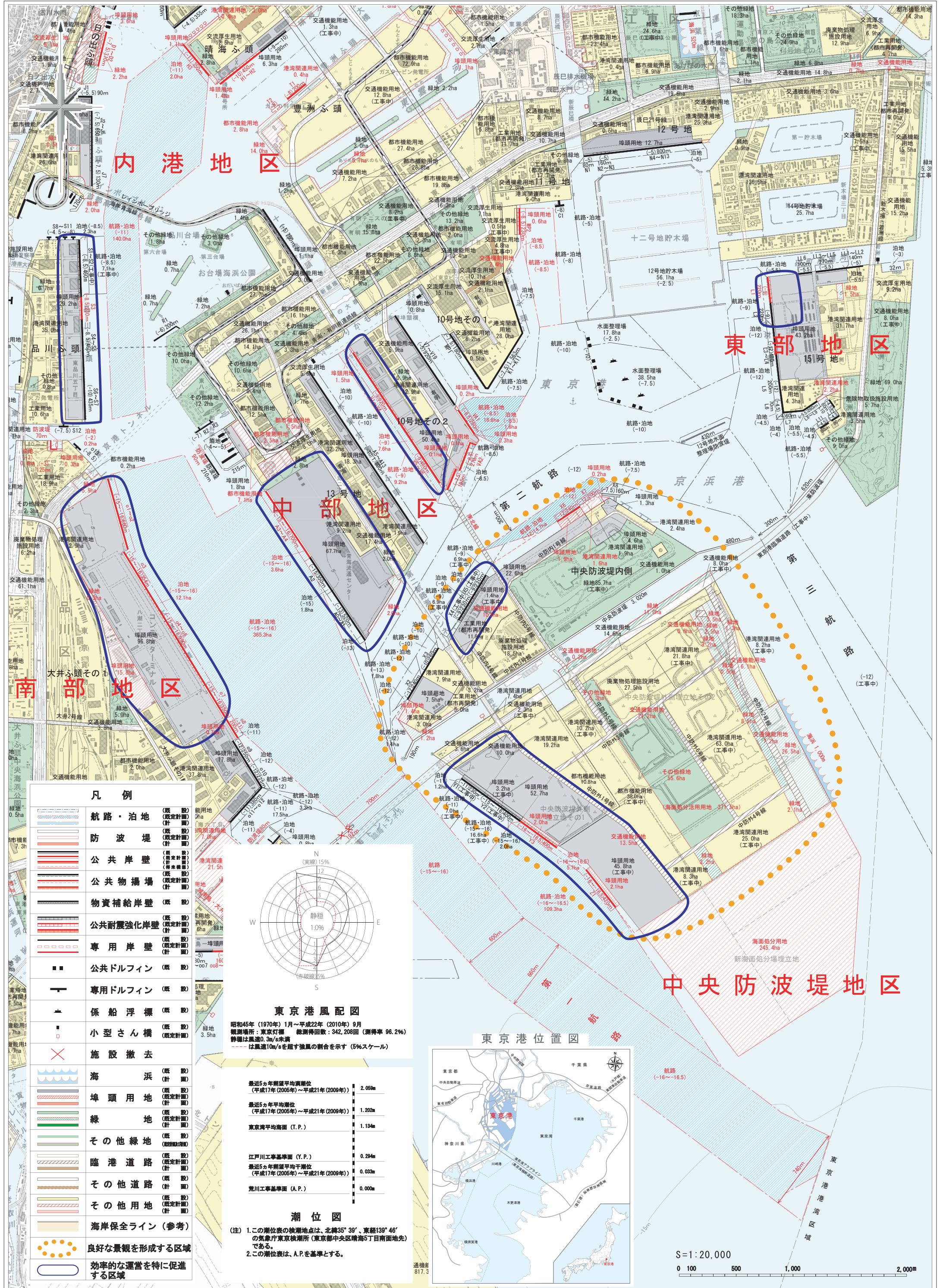
(新海面処分場)

水深16~16.5m 岸壁1バース 延長420m  
(コンテナ船用) [既定計画] Z1

# 東京港港湾計画位置図

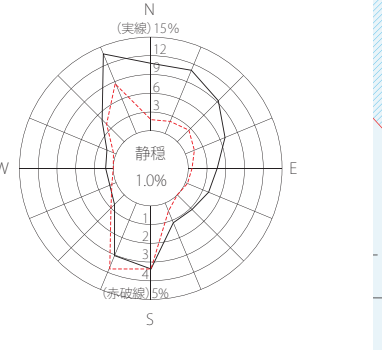


# 東京港港湾計画図

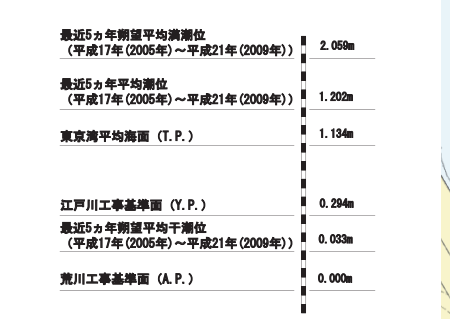


### 凡例

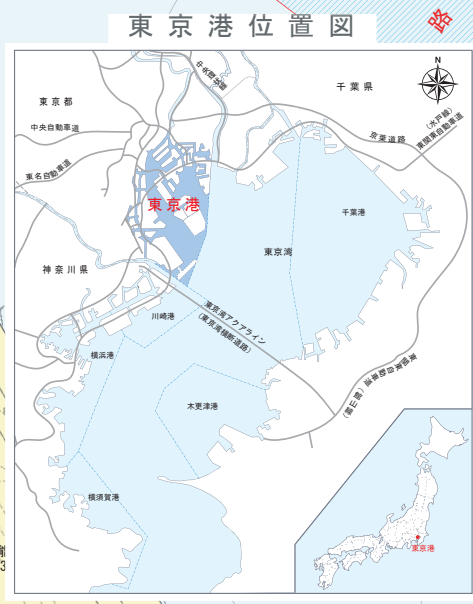
	航路・泊地	(既設) (既定計画)
	防波堤	(既設) (既定計画)
	公共岸壁	(既設) (既定計画)
	公共物揚場	(既設) (既定計画)
	物資補給岸壁	(既設)
	公共耐震強化岸壁	(既設) (既定計画)
	専用岸壁	(既設) (既定計画)
	公共ドルフィン	(既設)
	専用ドルフィン	(既設)
	係船浮標	(既設)
	小型さん橋	(既設) (既定計画)
	施設撤去	
	海浜	(既設) (計画)
	埠頭用地	(既設) (既定計画)
	緑地	(既設) (既定計画)
	その他緑地	(既設) (既取扱い)
	臨港道路	(既設) (既定計画)
	その他道路	(既設) (既定計画)
	その他用地	(既設) (既定計画)
	海岸保全ライン	(参考)
	良好な景観を形成する区域	
	効率的な運営を特に促進する区域	



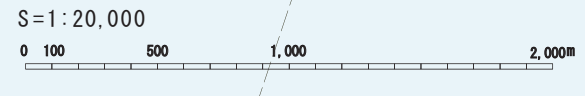
昭和45年(1970年)1月~平成22年(2010年)9月  
観測場所: 東京灯標 総測回数: 342,208回 (測得率 96.2%)  
静穏は風速0.3m/s未満  
---は風速10m/sを越す強風の割合を示す(5%スケール)



(注) 1.この潮位表の換算地点は、北緯35°39'、東経139°46'の気象庁東京換算所(東京都中央区晴海5丁目南面地先)である。  
2.この潮位表は、A.P.を基準とする。



## 中央防波堤地区



この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1旧版地図を複製したものである。(承認番号 平23関規、第76号)